

平成13年度 施策別 取組 方向

部局名：健康福祉部、生活部、総務局

施策番号	施 策 名		
221	高齢者や障害者が活動できる環境づくり		
【2010年度の目標】 高齢者や障害者が、意欲や能力に応じてさまざまな活動に参加でき、いきいきとした毎日をおくっています。			
項 目	基準年度の状況	1999年度実績	2001年度の目標 (2010年度の目標)
65歳までの継続雇用の普及率	23.8%	22.3%	30%程度(100%)
身体障害者雇用率達成企業割合	53.4%	45.6%	70%程度(100%)
身体障害者・知的障害者 更生・授産施設(通所)	564人分	720人分	804人分 (1,250人分)
精神障害者共同作業所設置数 授産施設設置数 福祉工場	12か所 2か所 0か所	14か所 4か所 -	22カ所 (37か所) 5カ所 (9か所) 1カ所 (1か所)
手話通訳者・要約筆記奉仕員 登録者数	250人	270人	464人 (950人)
点訳奉仕員・朗読(録音)奉仕員 登録者数	318人	403人	527人 (1,080人)
ガイドヘルパー登録者数	120人	159人	240人 (600人)

1 平成11年度の取組

(1) 平成11年度の取組概要とその成果

(健康福祉部)

障害者施策の実施により、前年度に比べ、身体障害者・知的障害者更生・授産施設(通所)は60人分増(目標に対し57.6%)、精神障害者授産施設は1カ所増、精神障害者共同作業所・福祉工場は増えず、手話通訳者・要約筆記奉仕員登録者数は7人の微増、点訳奉仕員・朗読(録音)奉仕員登録者数は増えず、ガイドヘルパー登録者数は74人増加したが目標に対し26.5%であった。また、老人クラブへの助成及び(財)三重県長寿社会福祉センターへ事業委託により高齢者の社会参画の環境づくりを行い、紀南地域においては「紀南健康長寿モデルエリア計画」に基づく事業を進め、住民主体の健康・生きがいづくりに前進がみられた。

バリアフリー社会への取り組みとしては、4月に推進条例を施行、12月には整備基準を定めた規則を制定し、その普及啓発の実施とともに、推進計画を策定した。

(生活部)

継続雇用制度の推進を中心とした高齢者雇用の普及啓発、シルバー人材センターの拡充、旧失業対策事業からの引退者に対する仕事の提供等を行うことにより、高齢者に多様な就業機会を提供した。また、障害者に対する職業相談、職場定着指導を行うとともに大会の開催等による障害者雇用の啓発、障害生徒に対する短期職場実習や、即雇用が困難な障害者に対する職場適応訓練を行い、雇用に結びつけた。

(総務局)

バリアフリー社会への取り組みを促進するため、高齢者、障害者、外国人等の方々による県有施設利用体験を実施し、参加者から福祉機器等の活用につ

いての提言、今後のバリアフリー対策について意見を集約することができた。

(2) 平成11年度の取組に対する問題点

(健康福祉部)

障害者施策においては、目標に対し一番達成率の高い身体障害者・知的障害者更生・授産施設(通所)でも60%を達成できず他項目は50%を下回っており、精神障害者関係施設の整備と身体障害者各種奉仕員の登録が遅れている。

高齢者施策においては、多様なニーズに対応できていない部分があり、紀南健康長寿では、成果把握のための指標づくり、県内他地域や他県への情報発信を積極的に行う必要がある。

バリアフリー施策では、全庁的な県職員自らの身近な取組が必要であり、地域では推進役になる人材の養成、地域からの動きを推進する必要がある。

(生活部)

高齢者雇用に事業主の理解は得られるがその導入には負担が大きく困難であり、雇用情勢の厳しさから継続雇用普及率は22.3%(前年度比-2.6ポイント)またシルバー人材センターの意義は理解されるが地域性等から設置に至らない場合があり、財政的な運営支援の要望もある。障害者雇用においては、景気の低迷等により障害者の実雇用率が1.52%(-0.07ポイント)と悪化した。

(総務局)

施設のバリアフリー改修にあたり、体験会での意見の反映が必要である。

2 平成12年度の取組と成果見込み

(健康福祉部)

障害者施策として自立や社会参加へ向けての環境づくりを進めていく中で、知的障害者授産施設(通所)4カ所100人分の整備が予定されている。

また、高齢者施策として社会参加の環境づくりのための事業を継続的に実施しつつ、紀南健康長寿については、成果を評価するための指標づくり、情報の発信を積極的に行い、生活創造圏ビジョンの一つとしての位置づけから県民局各部との連携を強め事業展開を図る。

一方、県職員対象のバリアフリー体験セミナーを実施するとともに、各地域でバリアフリーアドバイザー養成講座を開講する。

(生活部)

地方分権一括法の施行により国(三重労働局)県の事務が明確化されたことで、三重労働局及び関係団体と連携を密に事業を実施する。また、継続雇用制度導入を中心とした高齢者雇用の普及啓発、シルバー人材センターの設置、連合会加入を引き続き促進し、任意就業事業は本年度で事業完結に努める。障害者雇用においても従来からの施策を効果的に実施し、就労機会の充実、環境整備を行う。

(総務局)

県庁舎及び松阪庁舎においてバリアフリー改善工事を実施する。

3 平成13年度以降に向けての取組方向

(健康福祉部)

高齢者の生きがい対策事業は、行政主体から民間主体への移行を促すよう取り組んでいく。

紀南健康長寿モデルエリア計画に基づく、生活創造圏ビジョンの位置づけも含めた県民局各部及び市町村と連携した事業展開を図る。

障害者プランを推進していく上で、複数市町村による広域的实施に向けて支援を行う。

平成14年度の精神保健福祉相談業務の市町村移管に際し、市町村支援を行うため、人的体制の強化及びこころの健康センターにおける精神障害部門の強化を図る。

(生活部)

高齢者への多様な就業機会を確保するため、65歳までの継続雇用制度導入を中心とした高齢者雇用の普及啓発を引き続き実施し、県民の共通課題として認識されるよう取り組む。またシルバー人材センターの未設置町村への設置、県連合会への加入促進に努め、県下全域での事業展開をより可能にすると共に、運営支援等補助のあり方を検討しつつ、広域的な設置も指導していきたい。

また、障害者雇用促進に向けて、さらに国との連携を密にして継続的に県民・企業に対し雇用促進の機運の醸成に努める。

(総務局)

県民が利用する施設の内、利用頻度の高い施設からバリアフリー改修を行うため、現地調査を行い各所有管理者に情報・ノウハウの提供を行う。各庁舎については順次バリアフリー改善工事を行う。